

倫理規程

【目的】

第 1 条 この規程は、株式会社 CoAct が実施する福祉サービス第三者評価事業に関する倫理について必要な事項を定めることにより、公正・中立な立場で質の高い福祉サービス第三者評価事業を実施することを目的とする。

【使命】

第 2 条 福祉サービス第三者評価事業を受ける事業者に対して客観的な立場による評価事業を提供する。また、その情報を公表することで、福祉サービスを利用する者及びその家族が、質の高い福祉サービス事業所を選択できるようにすることを使命とする。

【公正中立】

第 3 条 当評価機関は評価事業の実施にあたり、対象事業者または利用者等に対し公正中立な姿勢をもって評価、公表を実施する。また、対象事業者やその利用者との間において、評価の公正中立を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

【人権の尊重】

第 4 条 評価事業を実施するにあたり評価を受ける事業所の職員や利用者等の人権を尊重し、調査協力についても利用者等の意思に十分配慮する。

【対応窓口】

第 5 条 当該評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、対象事業者、利用者等に周知する。また苦情に対しては苦情処理規程に則り対応する。

【配慮義務】

第 6 条 評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、対象事業者に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

【紛争の防止】

第 7 条 対象事業者との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは認証機関または管轄都道府県等に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

【機密情報や個人情報保護】

第 8 条 福祉サービス第三者評価の全ての過程で知り得た機密情報や個人情報は、別途定める個人情報保護規程に則り適正な管理を行う。

【守秘義務】

第 9 条 福祉サービス第三者評価の全ての過程で知り得た機密情報や個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。